

令和6年度環境配慮契約法基本方針検討会（第1回）議事録

出席委員：赤司委員、梅田委員（座長）、勢一委員、大聖委員、原委員、藤井委員、
松村委員、野城委員（五十音順）
欠席委員：藤野委員

1. 日 時 令和6年8月1日（木）9:30～11:30

2. 場 所 インテージ秋葉原ビル12階会議室及びWeb会議

事務局： 本日は、お忙しいところ、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。
定刻になりましたので、令和6年度第1回環境配慮契約法基本方針検討会を開催いたします。本日の検討会につきましては、実際の会議室とWeb会議のハイブリッド開催で行います。Web会議における具体的なご発言の方法などについては、後ほどご説明させていただきます。本検討会は、環境配慮契約法基本方針検討会開催要領の規定によりまして、原則公開となっており、動画チャンネルで会議内容を配信しております。それでは、会議に先立ちまして、環境省大臣官房環境経済課総括課長補佐の福井よりご挨拶申し上げます。

環境省（福井総括補佐）： ただいまご紹介いただきました、福井と申します。本日よりよろしくお願い申し上げます。委員の先生方におかれましては、大変お忙しい中、そして大変暑い中、本年度第1回目の環境配慮契約法基本方針検討会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。昨年度から引き続きの委員のみなさまにおかれましては、環境配慮契約法基本方針解説資料の改定ですとか、あるいは運用の改善に向けて、貴重なご意見、多数ご指導いただきまして、誠にありがとうございました。

後ほど事務局の方からもご案内いたしますけれども、本年度は西南学院大学の勢一委員、国立環境研究所の藤井委員、東京大学の松村委員に新たにご参画いただくかたちになっております。また新たな体制で検討を進めていくこととなりますので、今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

さて、2050年カーボンニュートラル宣言が行われて以降、社会全体の環境に対する取組が大きく動き出しております。国の方としましては、2030年の2013年比46%削減、さらに50%削減の高みに挑戦すべく、エネルギー基本計画や地球温暖化対策計画を2021年度に改定したというところでございます。そしてまたそれ以降も、いわゆるGX関連の取組の進展というものもございましたけれども、特に今年度においては、次期NDC、国が決定する貢献の検討に加えまして、その裏付けとなるエネルギー基本計画、あるいは地球温暖化対策計画の改定が、これが法律の定め

る見直しの時期にもあたりますので、今年度予定しているという状況でございます。

そうした中、環境配慮契約法は、国等における温室効果ガスなどの削減に配慮した契約の推進を図るということを目的として、2007年に制定されております。制定以降、その時々々の状況に応じまして、制度の充実、運用の強化を図ってきたというところでありまして、先ほど申し上げたような状況も踏まえた上で、2050年ネットゼロに向けて、これまで以上に国などの率先行動が求められているということでもあります。この検討会においては、電力のCO₂排出係数の低減、あるいは再エネ電力の最大限導入、建築物の省エネ化などに取り組むということを検討していくこととなりますので、重要性がいつそう増しているという状況かなというふうに考えております。関連の国の計画とも連携をしまして、しっかりと取組を進めていければと考えてございます。

この検討会につきましては、本日を含みまして合計3回の開催を予定しているところでございます。会議の検討結果を踏まえまして、必要に応じて基本方針の見直しなどを進めて参りたいと思っておりますので、委員のみなさまにおかれましては、忌憚のないご意見をいただければと思っております。本日どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：(Web会議システムについて説明：省略)

事務局；(委員紹介、座長選出：省略)

事務局： 以降の議事進行につきましては、梅田座長にお願いいたします。

梅田座長： 座長に選任いただきまして、誠にありがとうございます。この委員会の座長を務めさせていただいて数年経ちますが、実は対面は初めてで、新しい委員の先生方も3名入りまして、そろそろこういうリアルな会議で進めさせていただくことができると思いますので、またよろしくお願いいたします。

今日は年度初めということで、今年度何をするということを中心に精査いただいて、ご検討いただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります前に、事務局から本日の議事の予定、検討会の資料の確認をお願いいたします。

◇本日の議事予定

事務局： 本日の会議は、11:30までの2時間を予定しております。

◇配布資料の確認

事務局： 資料は 30 日に事前送付をさせていただいております。お送りしました議事次第に、本日の資料一覧を記載してございます。

配 布 資 料

- 資料 1 令和 6 年度環境配慮契約法基本方針検討会委員名簿
- 資料 2 令和 6 年度における環境配慮契約法基本方針等の検討方針・課題等（案）
- 資料 3 令和 6 年度環境配慮契約法基本方針等検討スケジュール（案）
- 参考資料 1 環境配慮契約に関する提案募集について
- 参考資料 2 令和 6 年度環境配慮契約法基本方針検討会開催要領

3. 議 事

梅田座長： ありがとうございます。それでは議事に入らせていただきます。本日は、議事次第にあるとおり、「(1) 令和 6 年度における環境配慮契約法基本方針等の検討方針・課題等について」「(2) 検討スケジュールについて」の大きく 2 点が挙げられます。(1) の検討方針・課題等に関する議論が中心になります。進め方としては、資料 2 の表紙に示しました契約類型ごとに議論したいと思います。具体的には、「Ⅰ. 電気の供給を受ける契約」「Ⅱ. 建築物に係る契約」「Ⅲ. その他の環境配慮契約とⅣ. その他の検討事項等」と大きく 3 つですね。電気、建築物、その他というかたちで進めたいと思います。最初に資料 2 の電気の供給を受ける契約、スライドの 1 枚目から 21 枚目ですけれども、これを事務局からご説明いただき、その後、委員のみなさんのご質問、ご意見を伺うこととします。それでは、資料の説明をお願いいたします。

(1) 令和 6 年度における環境配慮契約法基本方針等の検討方針・課題等について

環境省：(資料 2、参考資料 1 説明：省略)

梅田座長： ありがとうございます。電力の供給を受ける契約の説明でした。昨年度の第 3 回の基本方針検討会において、引き続き電力専門委員会を設置することについてはご了承いただいております。それでは、電力の供給を受ける契約について、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。最初に、電力専門委員会の座長の松村委員、いかがでしょうか。

松村委員： 従前からここに書かれているとおりで検討されていて、この通りの課題が整理

されていると思います。カルテル等のいろいろな問題があるのは承知していますが、カルテル問題があるからといって電力供給力が消えるわけではないので、それが自社で売れなくても市場等に出てくるはずで、電力システム、市場がちゃんと機能していれば、それ自身が大きな問題にならないはず。にも関わらず、問題が起こっているとすれば、別の問題が隠れていることを示唆している可能性があるので、調べていただく必要がある。適切なことをご提案していただいていると思っています。

総合評価落札方式に関しても、まったくもつともだだと思います。これは導入の検討を加速しなければいけないということについては、ずっと以前から議論されている件で、何が合理的かということまで何とか詰められないかと思っています。

しきい値については、総合評価落札方式に移行するとすれば、あまり意味のなくなる議論なのかもしれませんが、これに関しては、もしそうでないとするならば、以前からこういう数字で行きますとアナウンスしていったって、それで事業者の方もある意味覚悟ができるということと変なのですけれども、そういう効果もあると思います。そうすると、いろいろな事情があつて変えなければいけないということは当然あり得ると思いますが、難しいからといって安易に引き上げたりすると、せっかくのアナウンスメント効果が薄れる。こうした弊害も含めて、検討していく必要があると思いますし、事務局の整理もそうなっていると思います。

梅田座長： ありがとうございます。それでは、他の委員のみなさま、ご質問、ご意見等があれば、お願いします。

藤井委員： 2点あります。1つ目は、規模感を教えていただきたいのですが、電力や建築物の対象となる契約の総額がどれくらいあつて、それに紐づいているCO₂排出がどれくらいあるのか、もしわかれば、教えていただきたいと思います。

2点目は、再エネ電力の導入の拡大に向けた普及促進の取組で、再エネ電力を供給する側の達成だけでもなかなかうまく進まないのかなと思っていて、やはり使う側が、例えば太陽光発電のピークに合わせて使っていくというようなことも当然大事だと思っていて、建物とも関係すると思うのですが、例えば昼間の電気でヒートポンプを動かして、蓄熱、冷熱や温熱を作っておいて、それで冷房や暖房をすることができると、ひょっとしたらもっと再エネを安く調達できて、トータルで結局どちらが得かという議論は必要だと思うのですが、そういったことも普及につながるもので、この場で検討する範囲内かわかりませんが、そういった視点も取り入れていけると、供給する側と利用する側双方で再エネの拡大に向けた取組ができると思うので、そういった観点も、もし可能であれば取り入れていただければと思います。以上です。

環境省： ありがとうございます。総額と CO₂ 排出に関するところになりますけれども、今、確認をさせていただきます。

事務局： 昨年度の検討会で出させていただいた電力に関する資料です。ここ 5 年程度で見ますと、予定使用電力量ベースですが、年間 100 億 kWh 強というところでは、我が国全体でみると 8,000 億～9,000 億 kWh 程度ですので、1%強位が国と独立行政法人等で使用している量というところになります。申し訳ないのですが、金額については調査していないのでわかりません。

環境省： もう 1 点の再エネ電力の使用者側での取組といったところも、環境配慮契約法上は調達する電力の契約に関する取り決めにはなるので、直接そこを縛るようなかたちはなかなか難しいところがあるのですけれども、一方でデマンドレスポンスのようなかたちで、使用者側での取組というところも、しっかり周知普及といったところも努めてまいりたいと思っております、同じく環境省の地球環境局とも連携して、その取組を国等の機関としてやっていけるように努めてまいりたいというふうに思っております。

梅田座長： その他いかがでしょうか。

赤司委員： 今のデマンドレスポンスの話では建築物にも関係があります。昼間にヒートポンプを動かしながら蓄電をして、夜 CO₂ 排出係数が高いところでそれを使うというのが、CO₂ 排出量を減らしていくひとつの方法だと思いますが、そうすると、そういう受け入れを建築側で用意しておかなければいけないと思いますし、何よりも時刻別の CO₂ 排出係数をきちんと定義してオープンにし、施策的にも使えるようにしてもらわないと、需要側はそれに応えて頑張る工夫しようということにならないと思います。その辺の道筋、情報をお伺いできればと思います。

環境省： 建物に関する、今後の使用電力に対する備えの関係では、従来では太陽光発電の導入といったところでは取組は進めてきたのですが、それをデマンドレスポンスするようなかたちでの施設マネジメント機能のようなところに関しては、各調達者や施設管理者ごとに取組を進めていくようなかたちに現状としてはなっていると事務局としては理解しております、一方で施設の運用管理に関して、各施設管理者が把握できていないところもあるので、そこはエコチューニング、後ほどの建築のところでも少し触れたいと思うのですが、技術者がいないところもあると思いますので、そういう取組があるということも周知していくとともに、ハード側の改善という意味では、建物の改修予算が取れるかどうかということにも影響

が出てくるとは思うのですけれども、一方で太陽光発電の関連で言うと、PPA方式など新たな取組も契約方式としては出てきていると思っていますので、そういったところも睨みつつ、環境配慮契約に落とし込めるかというところは検討が必要だと思います。そこに関しては、環境省、国土交通省も含めて、連携して取組を進めて参りたいと思います。

赤司委員： 時刻別の排出係数はどのような状況でしょうか。

環境省： 個別の係数は課題としては認識しているのですけれども、国全体でシステマティックに全部把握するという状況まではいっていない。GHG プロトコルとかでも、そういうものを把握した方がいいのではないかという議論があるのは承知しているのですけれども、じゃあこれを全部把握して使おうというふうにはなっていないで、それがどれくらいのタイムスパンで、そもそもやるかどうかということも含めて、まだ方向性が出ていなくて、申し訳ありません。現状そういう感じです。

梅田座長： その他いかがでしょうか。

勢一委員： 初めてで理解が進んでいないので、素朴すぎる質問かもしれませんが、いくつか教えてください。

最初にご紹介いただいた提案募集なのですけれども、本年度はなかったということで、よろしくないというお話でしたけれども、昨年度以前はもっと活発に活用されていたのでしょうか。民間事業者等ということなのですけれども、民間事業者以外はどのようなところを対象に提案を募ったのかというところを教えてください。

2点目は、電力と建築物の2つの項目があるのですけれども、それぞれ専門家の意見を募るということで、名称が専門委員会と懇談会となっていますが、この違いは何か、実質的にかかわっているかという点を教えてください。

3点目なのですけれども、見直しの頻度なのですけれども、4ページ目で、適切なタイミングで見直す、少なくとも2年に1回程度想定、というふうに書いてあるのですけれども、少なくとも2年に1回の見直しというのは、どのレベルで決まっているルールなのでしょうか。他の分野も同じルールで動いているのでしょうか。そうでなければ、どういうルールで見直しのタイミングが決まっているのかというのを教えていただきたいです。先ほど松村委員からご指摘があったように、私もアウンスメント効果が大事だと思っていて、次の見直しがどうなるかがわからない、2年はすごく短いので、このあたりはどういうかたちで設定されているのか、技術開発への投資には計画性がないと、民間は動きにくいのかなと思ったので、お伺いしたいという趣旨でございます。

4 点目なのですがすけれども、これも先ほど松村委員がおっしゃったように、総合評価落札方式への移行は私もすごく大事だと思っています。この法律の限界なのでしようけれども、CO₂だけでいいのかというところが、やはり今の時代としてはあって、例えば政策統合、第6次環境基本計画でも、カーボンニュートラルとサーキュラーエコノミーとの統合という視点が出されていますし、特に地域の現場では、地域課題の解決とのセットというのもひとつ大きなムーブメントになっています。法の13条では、他の施策との調和という条文があるのですがすけれども、基本的には契約施策とエネルギーというかたちでしかあがってなくて、設計当時はそういう趣旨だったと思うのですが、時代が変わって行ってキャッチアップできていないようになってきているのではないかという懸念があったので、お伺いをしました。

最後にもう1点なのですがすけれども、11ページ、未実施の機関、施設の継続的な公表をして、自主的、積極的取組を促すと。これはいつ頃からやっておられて、そして公表した効果というのがどのように見えているのか。ホームページを拝見しましたけれども、ファイルを開けば出てくるのですが、これがどれくらい公表された側にプレッシャーがかかっているのかというのがよくわからないので、このあたりを教えてください。以上です。

環境省：ありがとうございます。まず1点目の提案募集に関してのお話でございますけれども、これまでの応募状況というところで申し上げますと、近年は応募が少ない状況でありまして、あつて1、2件くらいが、この数年の状況というところでございます。昨年度についても0件で、ずっと同じような状況が続いているところもあるので、改善をすべきと考えているところでございます。民間事業者等というところは、一般国民のみなさまも“等”の中に含んでいるイメージでございます。基本的には契約に入られるのは事業者が前提になってくると思うのですがすけれども、それだけではなくて、見られている国民のみなさまであったり、地方公共団体、調達者の実務の担当者も含めて、幅広く提案を求めているかたちでの扱いになってございます。

2つ目としては、電力と建築の専門委員会と懇談会の名称が違うというご指摘でございましたけれども、電力については、過年度より検討事項というところが、特に基本方針の見直しにかかる影響が大きいところというふうに判断しておりまして、それで引き続き専門委員会という名称を使っているというような想定でございまして、一方で建築の方は、基本方針にかかる具体的な議論というよりは、後ほどちょっと触れるかたちになるのですがすけれども、実績を集めて、データを収集して、分析をした結果を、その取扱をどうしていくかというテクニカルな議論をする場を想定しておりまして、そういう意味で懇談会というかたちで、切り分けて名前を使うようにさせていただきました。名称のルール、規定というものは特になのですがすけれども、今回、専門委員会と懇談会と使い分けをしました。

また、基本方針の見直しの頻度につきましては、必要に応じてという扱いに現状としてはなっております。法的にも、毎年見直すことということは位置付けがないので、この検討会で必要だと判断された時に見直しを行うという立て付けになっていきます。11 ページの 2 年に 1 回と書いているものについては、電力の契約に使う数字、いわゆるしきい値の引き下げに関するテクニカルな議論の少なくとも 2 年に 1 回程度の見直しというかたちになっているので、その数字は基本方針の中には明記はしてなくて、裾切りを使う場合に用いるしきい値として、別途関連資料で情報提供しているもので、関連資料で 2 年に 1 回見直すとする取り扱いになっております。このため、基本方針としては、令和 4 年度が最後の見直しとなっております。

また、総合評価に関するご指摘もありがとうございました。温室効果ガスだけではなくて、幅広い環境課題というところに対する対応ということも併せて、総合評価の検討の際に組み込んでいけるかどうか検討していきたいと思っておりますので、ご指摘を踏まえて対応して参りたいと思っております。

また、レピュテーションの効果の話ですけれども、取組としては令和 3 年度から続けておまして、ホームページ上は環境配慮契約法のページの中に記載はあるのですけれども、なかなかそれだけだと、やっている、やっていないというところのフィードバックがうまくいなくて、実際契約担当者に罰則規定とかそういうものが環境配慮契約法ではないので、いまひとつ取組としては浸透していないというところもあるかもしれないので、昨年の電力専門委員会では、報道発表などもう少し強い効果的な方法でやるべきなのではないかというようなご指摘、あるいは専門委員会の場に担当者も含めて呼び出すようにといった、すごく厳しい目線でのご意見もいただいているところもあるので、どこまでやれるかということも含めて、各機関の担当者等も含めて、協議して、検討を進めて参りたいと思っております。

勢一委員： ご回答ありがとうございました。少し理解が進みました。提案募集はよほど関心がないと参加はしてくれなくて、「そんなに暇ではない」というのが一般的な話であって、しかし、地方公共団体などは関心をお持ちなのではないかと思うのですが、こういうことをやっているというのが現場に届いているのかなということが私はよくわからないのですが、関心がある方に声が届く方法がいいのかなと思いました。

会議の名称については特段ルールがないのかもしれませんが、こちらに限らず、環境省の会議はいろいろな名前のものであって、バリエーションに富んでいると思うのですが、それが良いかたちで使われるのであればいいと思うのですが、複雑にして事務局の負担が増えるというのもよろしくないかなと思ったので、そのあたりは内部で受け止めていただければいいかなと思ったところです。

見直しの頻度も、いろいろな状況の中でこういうことだというご説明だと思うのですが、法律の専門家としては、どこで何がどういうかたちで決まるのかと

というようなことが予めわからないと、なかなか社会に対しては効果が出てこない。そこは少し気にしています。急に変わるわけにはいかないでしょうけれども、何となくふんわりしたルールなのかなと思ったので、そこはクリアな方がいいかなというところでは。

総合評価落札方式の点も、ご検討ということでありがたいと思いますけれども、ただ法の立て付けからすると趣旨が変わってきてしまう可能性があるのも、法の目的とのずれが出てくるようなところをどうするのか、場合によっては法改正がいるのかという議論ですね。他の法律という意味では、グリーン購入法との関係というのも、もう別々の世界では今なくなってきている、くつついているところがあるので、そういう意味では、今後、次のステップをどうするかという課題はあると感じました。

公表の点についても、みなさんが関心を持っていれば、公表されたことでプレッシャーがかかるのだけれども、そうではない状況の時には、違うルートもいるのかもしれない。何がいいのかというのは私もわからないですけれども、検討が必要かなと思いました。ありがとうございました。

環境省： ありがとうございます。ご指摘を踏まえて、諸々検討させていただきたいと思います。

梅田座長： その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、次に資料2のIIの建築物に係る契約について事務局よりご説明いただいた後、委員のみなさまにご質問、ご意見をいただくこととします。それでは、資料2の説明をお願いします。

環境省：(資料2説明：省略)

梅田座長： ありがとうございました。それでは、建築物に係る契約について、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。最初に、建築物懇談会の座長の野城委員にご意見を伺いたいと思います。

野城委員： 今おっしゃったようなことをやっていけばいいと思いますけれども、少し私自身の理解を申し上げますと、ご説明いただいた中で、ここだなというのが、様々な公共建築を日々使っているユーザーであり管理者である方々の多くの方々が、専門家というよりは非専門家である方々になりますけれども、その人たちに、自分の建物が実は問題がないようできて、ちょっとまずいということに気づいてもらうということ。その上で、その運用改善について専門家をお願いをして、専門家の知恵を借りながら改善していくと。もちろん、そこではある対価が払われるわけですね。

ども、しかしその払われた対価というのがエネルギーのコスト等々の削減等々でカバーされていく。このようなストーリーが全体のストーリーだと考えております。

ですので、今ご説明いただいた資料の2番目のベンチマークということがございましたけれども、これは非常に重要でございます、同じ地域の同じ用途の建物について比較をしていくようなこと。国ではなくて自治体の例になりますけれども、ある自治体の小学校において、1人あたり、あるいは㎡あたりのエネルギーインテンシティをCO₂換算したようなものを見てみると、自分のところはずいぶん他の学校に比べて使っているということが一目瞭然にわかっていきますので、それが最初の動機付けになるということだと思います。そういう意味では、2番目のベンチマークについては、できるだけ複雑にしないこと。正確さを欠くとかそういう方向ではなくて、むしろ、多くの方々がエネルギーの請求書に書いてある数字を打ち込めば計算できていくというかたちが大事だと考えております。その上で1番、3番等他の項目が出てくるわけですが、これは乾いたタオルを絞るというよりも、今日の資料の中に滲み出て書いてありますように、目に見えないところの無駄がたくさんあるわけですね。赤司委員の方にご教示いただきたいと思いますが、例えばよくある有名な事例というのは、建物を作る時に、寒すぎる暑すぎるというクレームが怖くて、実際の熱需要に対して少し大きめに空調が入ってくるということが、けっこうな建物でございます。そうすると結果的には、3ナンバーの車が路地を走っているというような状態で、空調機も負荷率が上がっていくと非常にエネルギー効率が良くなるのですけれども、低負荷の稼働をすると非常に効率が悪いといったことがあります。これはなかなか理解することが難しい。やはり専門家が入らないとそういうことがわからないわけですが、おかしいと思っていただいて、専門家が入って、そういう無駄を発見していただいて、無駄取りをするための運用改善を図っていくといったようなところの流れができていけばということでございます。そういったような大きな流れを作るために今日の提案があるというふうに私は理解しておりますし、そのために様々な布石が打たれている内容だと考えております。以上です。

梅田座長： ありがとうございます。では次に、建築物懇談会の赤司委員、いかがでしょうか。

赤司委員： 野城委員にコメントいただいたとおりだと私も思います。ひとつは、建築物も社会のカーボンニュートラルに貢献していかなければならないなかで、それを公共建築物が先導していくべきだと思いますので、まずは、一般的な建築物との相对比较も併せながら示していくことが必要かと思いました。

ベンチマークについては、今いろいろなところで検討が進んでいて、ある程度連

動した方がいいのではないかと思います。あまりいろいろなものを作っても大変になるだけですし、例えば今、建築ストックの性能表示制度の検討が始まっていて、その中に実績値ベースで評価するものも入っています。そういう点でかなり共通していますので、他のツールとの連動の検討も併せてやっていただければと思います。

それから、施設の担当の方が専門家ではないということですが、例えば、ある設計事務所やゼネコンを呼んで、大まかにこういうことをしたい。予算はこれくらいと言うと、その中で最大限配慮してクレームが起きないようにやってしまうわけです。そうすると野城委員がおっしゃったような話になると思います。ですので、公共建築物側と設計、施工する側がきちんと技術的な合意をするということをやった方がいいと思います。丸投げするのではなくて、この施設としては、例えば年に数時間暑くなってもかまわない、総使用量をしっかり押さえて、部分負荷率を上げるかたちで運用して、効率を高めていきたい、ということを具体的に言わないと、クレームを恐れて設備容量が過大になります。その考え方がコミッショニングということになるのですけれども、それを公共建築物の施設の方々に理解してもらうのも大事だと思います。コミッショニングの考え方は日本でも浸透しつつありますので、ぜひ国や自治体でも取り入れてもらいながら、進めていただければいいと思います。

梅田座長： 事務局から何かありますか。

環境省： いただいたご指摘で、赤司委員から、他とのダブルスタンダードになるのではないかと懸念もありましたので、そういったところも含めまして、ベンチマークの検討に生かしていければと思っております。

また、公共建築の話で申し上げますと、国土交通省とも連携して取組を進めて参りたいと思いますので、そのあたりの取組を考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

梅田座長： では次に、建築物懇談会の原委員、いかがでしょうか。

原委員： 建築物専門委員会の時からずっと委員をやっておりまして、昨年まで、懇談会ではなくて専門委員会というかたちだったわけですが、これについては、ご指摘があったように、官舎側が工夫の余地がないというふうに思って、なかなか環境配慮契約が進まないというのがひとつの原因で、そのためには民間事業者の参画、いろいろな事例を集めていくということが重要だというふうに思っています。そのために、民間の事業者が参画しやすいように、専門委員会というような名称ではなくて懇談会という名称にしたのだというふうに私は認識をしています。まだ人選が進んでいるかと思いますが、民間事業者の方の積極的な参画というのを願

いできればというふうに思っております。それ以外は、今まで各委員の方が指摘されたものと基本的に変わりはありません。以上でございます。

梅田座長： ありがとうございます。

環境省： ありがとうございます。専門委員会と懇談会の立て付けの考え方についても、先ほど勢一委員からご指摘もありましたけれども、わかりやすくご説明いただきまして、本当にありがとうございます。

梅田座長： それでは他の委員のみなさまにお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

藤井委員： 建物に関して、環境省の脱炭素化に向けたロードマップの中では、電化していくということが大事なメニューになっていると思うのですが、だとすれば電化率みたいなものを、ベンチマークなのかモニタリングなのか、そういったものとして取り入れておいて、取りやすくなったら現状を把握して、それがどう改善しているかということは考えていてもいいのかなと思いました。

環境省： 今後調査の実績を集めて、その調査結果に基づいた分析も今後やっていくのですが、調査内容として電化率というところも含めて入れられるかどうか、そこも含めて検討していきたい。

藤井委員： 自前で太陽光発電をしているところもあるので、そこも含めて考える必要がある。そこがややこしいのかもしれないですね。

梅田座長： その他はいかがですか。

勢一委員： 建築物というのは長寿命インフラになりますので、社会の中にストックで積み重なっていくものですから、先送りするとどんどん良くないかたちのものが広がっていきかねないので、対策は急務なのだろうなと思いました。今日のご説明を伺った限りでは、施設の管理に関わる方たちが十分理解できていないということが大きな課題であるということで、22ページでその問題が指摘されていましたが、建物については工夫の余地がないと思っているところが大きな課題ということは、未実施率が高い分野と考えてよろしいでしょうか。他の分野と比べて大きいのかなというところを教えてもらえるとありがたいです。

すでに他の委員の先生方がおっしゃっていましたが、やはり知識がないと意識化されないの、何らかのかたちで見える化をして、問題意識を持って専門家に伝

えていくという、非常に重要なことだと思えますし、そういう方針ということなので、賛同したいと思っています。

これもすでにご指摘があって、お答えいただいたのですけれども、国土交通省との連携が非常に重要だと思っております。ベンチマークの標準をどうするかというところも、複数乱立というのは絶対に良くないと思えますので、現場が混乱しないかたちでの基準、標準を作っていくことかなと思えます。

国土交通省との連携という意味では、最近都市緑化に力を入れていまして、緑化を上手にやっていくことで、ヒートアイランド対策とか、吸収源がどれくらいあるかわからないですけれども、吸収源対策としてカウントされる余地があり得るのか伺ってみたい。専門外なので、どの程度の意味があるのかわからないですけれども、そういう対策の価値を何らかの評価することができるのは悪いことではないのかなと思いました。特に、今年法改正された都市緑化法のスキームでは、脱炭素の仕組みというのを非常に重視して、インセンティブを付けていますので、DXまちづくり、そうした方向との連携、シナジーみたいなものができたらいいなと思ったのと、現場で知見、情報が少ないということであれば、情報や知見の共有、提供なども連携して、1本で出すということもできるのかなと思ったので、その方が現場としても試しやすいかもしれません。そういった工夫もぜひお願いできればと思います。以上です。

環境省： ありがとうございます。維持管理の契約の実施状況について、工夫の余地がないというところで課題感が感じられるコメントだったと思えますけれども、過去の実績を見ると、20%くらいの実施率に現状なっているというところでありまして、赤色のところが未実施というかたちになっております。一番左側が国と独立行政法人も含めた全体の割合になっていますので、その中で見た時に76%くらいが未実施になってしまっていると。これは、維持管理の契約類型自体が5年前に、類型としては新しく位置付けされたということもあって、我々としても、集めた情報を、取り組んでくださいということをちゃんと周知できていないというところも課題感としてはあるかもしれないというのを感じています。レピュテーションの部分もそうですし、未実施の理由をしっかりと、工夫の余地がないといわれることのないよう、そういったところの確認はしっかりやっていきたいと思っています。

赤司委員： 未実施対応は非常に大事だと思いますが、実施している20%の建物がどのような取り組みをして、年々のエネルギー消費量がどれくらい削減されているのかというようなことを、しっかりフォローすることも大事だと思います。

環境省： ありがとうございます。未実施のところばかりに注目しかねないところもあったのですけれども、むしろ実施しているみなさんの取組を聞いた上で。

赤司委員： 効果がきちんと出ているのであれば、未実施のところにそれをわかるように示してあげることも大事ですね。

環境省： ありがとうございます。国土交通省との連携というところもしっかりとやっていきたいと思えます。過去には屋上緑化は政策としては流行ったこともあったのですが、逆に都市緑化は屋上に限らず、敷地の中でできることなども含まれると思えますので、吸収源としてカウントできるかというところに関しては検討会の場で申し上げるのは難しいところがあるのですけれども、関連した法改正もあったという話もお伺いしましたので、その点を含めて、できることがないかというところは、現場とも連携して、取組を考えていきたいと思っております。

梅田座長： ありがとうございます。その他は。

松村委員： 未実施のところなのですが、他の、例えば電力の未実施と、こちらの未実施は何らかの関連とかいうのはあるのでしょうか。つまり、両方やらないというところがあるのか、まったく独立だとか。調べようがないですか。

環境省： 集めたデータの中で、今明確にお出しできるものがないので、いただいたご意見を踏まえさせていただきます、次回の検討会の場で提示させていただきたいと思えます。

松村委員： エネルギーの使用効率のようなもののデータが集まっているというのは、とても興味深く聞かせていただいたのですが、そのデータは基本的に事業所単位のデータということですか。建物単位のデータでしょうか。

環境省： 建物ごとに計算しています。

松村委員： ありがとうございます。

梅田座長： その他いかがでしょうか。

野城委員： 今年是这样いった検討ですけれども、大きな方向感としてはどんなことが考えられるかということをお伺いして申し上げますと、ひとつは、建物自身がカーボントレーディング、炭素クレジットのトレーディングになっていく可能性は、もし今日の4番のようなデータ計測がきちんとなされていけば、出てくる可能性があるとい

うことだけは申し上げておきます。東京都が条例でも出しておりますように、あるキャップを決めて、それより少ないグリーンハウスガスを出しているような建物については、そのキャップよりもはるかに出している建物から、クレジット、お金をやり取りするというのも、データ計測の信頼性と検証性が高まっていけばできる可能性があるのです。そうするとますます、一生懸命パフォーマンスを出しているところは経済的な利益を得る可能性があるということになります。

それから、同じように、太陽光発電を公共建築でずいぶん置いているようになってきていますけれども、太陽光発電の自家消費分というのは炭素クレジットの対象になってきますので、やはりデータ計測が進んでいけば、太陽光発電を単に自分のところで電気を発電してお得感以外に、さらに自家消費分をクレジットして売れる可能性も出てくるということなので、4番のように、どのように、信頼性のある、検証性のあるかたちでデータを集めていくかということは、来年なり再来年以降の検討の対象になると思いますけれども、そういう方向感のあるところで検討できればと考えています。以上です。

梅田座長： ありがとうございます。事務局から何かありますか。

環境省： ありがとうございます。懇談会の中で、集めたデータを基に作ったベンチマークの方向感と言いますか、それについても併せて一緒に議論させていただければと思いますので、今後ともぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

梅田座長： その他はいかがでしょうか。

先ほど電力の時にデマンドレスポンスの話がありました。あれはこの課題の中で言うと、最初の工夫の余地のところであるとか、3番目の366のチェック項目といったところに入っていない視点なのですか。

環境省： 現時点で明確にデマンドレスポンスなどの工夫がされているかどうかということも、維持管理でやられているか、やられていないかの判断の考え方に網羅されていない状況なので、管理者の人がそれを認識していなかったら、そういうふうに答えられないという状況になってしまうので、そこは適切に周知しておくべきだと、ご指摘いただいて思いました。

野城委員： 今の点は、もしかしたら部会をまたがる可能性も出てくるかと思えます。と言うのは、デマンドレスポンスを世の中全体で考えた場合に、建物の真下にいるEV車などを、その建物のふらつきのある太陽光でいつ発電できるかわからない、とにかく止めっぱなしだから充電させてもらおうとか、あるいは集合住宅ですと、バッテリー

などで取っておくというよりは、任意の時間にお湯を沸かしておくということで、かなりふらつきのある電力を取ることができるのですけれども、そういったファンクションをどうこうするかというのは、今の縦割りの懇談会だとできない。ただ、そういったことは意識していく必要があるし、ベストプラクティスは大いに推奨されるべきだとは思いますが。

梅田座長： ありがとうございます。続いて赤司委員。

赤司委員： デマンドレスポンスを建築物で実施する場合、例えば空調を止めると部屋の環境が悪くなったりするので、適切な計画、システムになっていることが必要だと思います。先ほど EV の話もありましたが、総合的に計画した先に EV 車を活用するということがあるので、思い付きではすぐにはできない面があるかと思います。そのためには、この時間にどれくらいの電力をどういうことに使っていて、デマンドレスポンスができるポテンシャルはこれくらいある、というようなところから考えていく必要があるので、計測の部分が充実していく必要もあります。蓄電のような調整力がないと、空調を止めて環境が悪くなって、空調を再開した際にまたピークが発生したりするので、総合的な対策が必要ですね。もちろん、野城委員がおっしゃったような検討も含めて、議論していくのは非常に良いことだと思います。

梅田座長： 少し先の話になってしまって、すみません。

赤司委員： でも、積極的にそれをやっていくべきだと思います。そうしないと CO₂ 排出係数の低いところの電力を積極的に使うとか、デマントをシフトさせるというようなことができないので、カーボンニュートラルに近づけていくにもご指摘の点は考えていかないといけないと思います。

環境省： ありがとうございます。省内各局ともその点を連携して、検討して参りたいと思っております。

梅田座長： その他いかがでしょうか。それでは次に移りたいと思います。資料 2 のその他の契約類型とその他の検討事項等という残りの部分です。また事務局からご説明をいただいて、その後みなさまのご意見、ご質問を受けたいと思います。

環境省：(資料 2 説明：省略)

梅田座長： ありがとうございます。それでは、その他の契約類型として示された、自動

車の購入及び賃貸借に係る契約について、ご意見、ご質問をいただきたいと思
います。最初に大聖委員のご意見をいただきたいと思
います。いかがでしょうか。

大聖委員： 自動車に関しては、特に電気自動車ですけれども、先ほど電力のことが話題
になっていましたけれども、2030年度の燃費基準に沿って、その到達度合いによって
評価するというのは、私は合理的だと思います。グリーン購入法の方でもそのような
考え方に基づいていますので、整合性があると思
っているのですけれども、ただ2030
年度の燃費基準を決めた時には、第5次エネルギー基本計画の原単位を使っているん
ですよ。ですから、今6次ですし、今度7次になるとさらに低くなってくるわけ
で、それをどういうふうに取り込むかということは問われるかなと思
います。今、自
動車メーカーは、0.37kg/kWhという第5次の値を使っていますので、それをどうい
うふうに扱うかということがポイントかなというふうに思っています。簡単な計算で
すから修正はできるわけですけれども、その辺の考え方を確認する必要があるのでは
ないかなと思
います。以上です。

梅田座長： ありがとうございます。何かありますか。

環境省： ご指摘を踏まえて、検討して参りたいと思
います。

梅田座長： 自動車に関して、その他の委員のみなさまからご質問、ご意見はございま
す
でしょうか。それでは、その他の検討事項の方にいきましょうか。この点について、
ご質問、ご意見いただければと思
います。GX製品の取り扱いの話や、環境配慮契約
法の要請事項なども示されたと思
いますが、いかがでしょうか。

藤井委員： グリーンスチールの件で、この説明文を見ると、いろんなところで減らした
CO₂を割り付けたので、そんなに鉄の値段が高かったわけではないだろうと思
うの
ですが、まともに高炉で作っている鉄を本当にグリーン化しようとする
と相当コストが。今は少なくともグリーン水素の値段が高くなってしま
っている。ケミカルだと今
のプラスチックの数倍の値段になってしまうと思
うのですが、一方で、そういうもの
も調達していかないと、需要がないとそういうこともやらないとい
うこともあるの
で、難しいところだと思
うのですが、ある程度高くても調達していくといったところ
も、考えていくしかないのかなと思
いますが、そのあたりいかがでしょうか。

環境省： ありがとうございます。今回、環境配慮契約の方でグリーンスチールの事例を
出したのは、もともと総合評価でカーボンニュートラルというふうな
こと
で言っていて、仕様でグリーンスチールを定めているものではな
かった
ので、ある意味事業者側

の提案として出てきている。これが提案されて評価されたことによって、価格に反映されている、価格自体は入札価格には反映されていないと思いますけれども、そういった契約の中で、事業者提案でうまくいった事例。実際は、グリーン購入の方もそうなのだと思いますけれども、基準値1に設定するか、しないかというところの議論も別途しているところもあるのですけれども、そこで、高くても、初期需要というか、率先調達を行っていくという観点からも、しっかり検討は必要かなと思っております。ただし、政府調達としても予算の限りというところも当然あるので、今後の取り扱いは各省も含めて連携しつつ、検討して参りたいと思います。価格に跳ねる部分はグリーン購入法での取り扱いをしっかりと検討して、契約上で価格に跳ねずに提案でうまく採択できれば、やれるものは環境配慮契約でもやれるという方向感かなというふうに思っております。

環境省： 分担が難しいところで、グリーンケミカルの話もありますけれども、何倍もするような話だと、高くても買いましょうと言い切れない部分があって、それは実際に技術実証などで値段を下げるような取組をしていって、やっと初期需要と言えるかなというところになると、今度は実施予算がなくなって、こういうところで何とかしたい感じだと思うので、総合評価の加点で何とか埋めるとか、建築物でもグリーンスチール以外でもコンクリートもありますし、エンボディードカーボンの話もあって、ちょっと高くてもというくらいのところが一番逆に支援がないので、こういう施策の順番かなと思っております。

野城委員： スチールについては自然に電炉化が進んでいるところがございます。例えば今、一般の鉄筋コンクリートの建物の鉄筋はほとんど電炉鋼になっていると思いますし、また、みなさんが日々使われているコンビニ程度の型钢も電炉化の比率が上がってきているので、そういう部分の中で、最高級の品質が要求される橋梁などのスチールをどうするかというような文脈だと思います。私はGX研究会で少し問題を感じるのは、日本が手を打つ前に、ヨーロッパ規格やISOがすでにエンボディードエナジーなりエンボディードカーボンを算定するためのやり方とか情報公開のやり方について国際規格化しているんですね。ですから、ヨーロッパの建材関係ですと、すでにインベントリーが公開されて、カタログに出ているので、それを使って設計する時は、エンボディードエナジーやエンボディードCO₂をすぐ計算できると。ただ日本の建材メーカーはほとんどそれを利用していないんですね。これは非常に産業競争力にも響きますし、日本の官庁が今頃になってGX調達をしていこうということをしていても、すでに国際的なルールが決まっている中で、先ほどの時間感の中でやっているのはどうなのだろうかと。すでに国際的ルールが決まってしまって、海外のサプライヤーが何をやっているのかといったことを見た上で手を打っていかないといけないかな

と。先ほどの図が少しドメスティックであり、かつ世界から劣後しているのを見て、ちょっとびっくりしまして、危機感を持っております。以上です。

梅田座長： ありがとうございます。事務局から何かありますか。

環境省： 厳しい指摘をいただきまして、もちろん国土交通省との連携が必要になってくると思います。エンボディーードカーボンの話が今出ましたけれども、直近では国土交通省の住宅局が公表資料の中で CO₂ 排出量の算定ツールを、こちらは民間のゼロカーボンビル推進会議の公表したものの試行版ということで、公表されていたりもしましたので、ある意味それはそれで立ち遅れている部分がまだあるのかもしれないので、ここは厳しいご指導をいただいたと思ひまして、各省とも連携して取組を進めて参りたいというふうには思ひます。ありがとうございます。

野城委員： 国際規格の番号も申し上げておきますけれども、それと日本で作ってしまったものが整合しないと、どこかでコンフリクトしますし、遥かに昔にそういった国際規格ができておりますので、そういったものも含めて考えていった方がいいと思ひます。以上です。

梅田座長： ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

勢一委員： GX 製品の取り扱いについて検討ということで、この検討会に投げられている、やっってくださいねということだと思ひますのですけれども、基本方針の前文の改定を検討、と案でお示しいただいているのですけれども、前文を改定するとどんな効果があるのでしょうか。具体的な基準とか要請とはちょっと違う位置付けのものなので、そこに入ることでどこに跳ねてくるのか、コンセプトを少し今の段階で教えていただきたい。

GX 製品の話になるので、グリーン購入法との関係、連携する部分、あるいは分担する部分があるのかなと思ひます。私もまだ全体像が把握できていないのですけれども、行政的にはよくあるのですけれども、法制度とそれを所管する組織の縦割りがあるので、それをこの分野はどう越えられるのかなというのが、まさに今転機なのかなという感じはしていますので、そのあたり縦割り回避でお願いできればと思ひます。

グリーンスチール、これは九州地整の事業で、私は過去に九州地整の事業評価委員会の委員をやっていたことがありまして、やはり B/C、コストパフォーマンスが 1 を切ると事業として成立しないので、とても高いものは使えないということがあります。ただ、コストだけではなくて、いろいろなものを評価するということが今広がっていつて、評価指標で数値にならないものも評価に入れようという方向になってきて

いて、予めこういうものはこう評価しますと入れておかないと評価できないので、そういう工夫がまず必要で、それが市場に対するメッセージになります。事業者もそれだったらこういう提案をしようと考えてくれると思うので、上手にメッセージを出していくことが大事なのかなと思いました。以上です。

環境省： 1点目にご指摘があった、前文に入れると何か変わるかというところなのですが、まず前文に掲げられていることとしては、政策的な整合、この法律で何か求められているかということを整理しています。例えば、GXに関する取組を環境配慮契約の中でも重点的に考えるべきということが入れば、建築の分野で申し上げると、設計に係る契約ではプロポーザル入札方式を活用するのですが、その提案のテーマの中に、今はカーボンニュートラルの実現というようなものですが、もう少し絞り込んで、GX製品の活用に関する提案のようなことをテーマとして個別に設定いただけるような運用の仕組みに変わっていくのかというところで、基本方針の各類型上にそれを位置付けるというよりは、大方針としてそういうものを位置付けることによって、今までやっているものの中にそれを反映して検討していただけるように、活用を促していくのかなど。ただ、いただいたように、全体の方向感だけ示しても、個別具体の成果につながらないのではないかと、いうところはごもっともというふうに理解しておりますので、その点も含めて、確認を今後進めて参りたいというふうに思っております。

グリーン購入法との連携につきまして、同じく環境経済課が担当しておりますので、担当者が変わることは各省であるのですが、横串もしっかり検討して参りたいと思います。ありがとうございます。

梅田座長： 他にございますか。資料2の中の契約類型以外の話がもしあれば、それも含めてご意見いただければと思います。よろしいですか。それでは、資料3のスケジュールについて、お願いします。

環境省：(資料3説明：省略)

梅田座長： ただ今のご説明に対して、ご質問、ご意見、ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは時間が参りましたので、それから本日の議題がすべて終了いたしましたので、ご議論についてはこのあたりで終了させていただきたいと思います。他に何かご発言ありますでしょうか。今日は新しい委員を迎えて、非常にフレッシュなご意見をたくさんいただき、とても実りのある検討会になったと思います。それでは、議事進行を事務局にお返ししたいと思います。

環境省： 委員のみなさま方におかれましては、本日熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。本日いただいたご意見も含めまして、これから検討させていただきたいと思います。本日出てこなかったご意見についても、事務局でいつでも受け付けておりますので、ご指導いただけますと非常にありがたいと思っております。それでは、以上をもちまして、第1回環境配慮契約法基本方針検討会を終了させていただきます。ありがとうございました。

以上